

高砂市たかさご未来資産を貯めようプロジェクト提案型実証事業募集要領

1 目的

市の課題の解決と市民等の心豊かな暮らし及び住みやすいまちづくりの更なる向上並びに未来技術を活用した新しい地方創生の実現を図るため、令和4年度に内閣府から「未来技術社会実装事業」として選定された「たかさご未来資産を貯めようプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」について、市全域をフィールドとした実証事業を公募し、それらを支援することで、本プロジェクトの社会実装につなげることを目的とします。

2 実施概要

本プロジェクトの社会実装につながる先進的なデジタル技術を活用した実証事業を公募し、市は事業者提案の内容を審査し、採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に対し、実証事業を行うフィールドを提供すると共に、実証事業に係る広報等のPR作業、関係機関との調整など、可能な範囲において伴走型支援を行います。

3 履行期間

実証事業：原則として契約締結の日から令和5年12月1日まで
（履行期間は協議の上、変更することができるものとします。）

4 委託上限額

1件あたり500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

採択された提案にかかる見積書等は、契約締結までに採択事業者と市との間で調整し、その額を決定するため、適切に積算を行ってください。

5 採択数

4件程度（脱炭素行動可視化サービス3件、デジタル技術を活用した意見聴取ツール1件を想定）

6 実施内容

(1) 実証事業テーマ

ア 脱炭素行動可視化サービス

働く世代や子育て世代をターゲットにした最適なサービスについて、市が実装を目指している「デジタル地域ポイントプラットフォーム」との連携を視野にお

いてテーマを設定し、課題解決に向けたデジタル技術等の試験導入、成果検証の概要やスケジュールを提案してください。

<テーマ例>

- ・ 家庭でのエネルギー使用量や公共交通や自転車の活動等行動量の可視化
- ・ フードドライブ活用やゴミの堆肥化による脱炭素事業
- ・ 脱炭素行動による健康づくり促進
- ・ その他、脱炭素行動を促進する提案

イ デジタル技術を活用した意見聴取ツール

アで採択された実証事業に参加する市民の皆様が、より回答しやすい意見聴取ツールについて、その効果的な仕組み、成果検証の概要やスケジュールを提案してください。

(2) 対象外とする提案の条件

- ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの。
- イ 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はこれらのおそれのあるもの。
- ウ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉する目的を有するもの。
- エ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が関与するもの。
- オ その他市長が第 1 条に規定する趣旨に照らし不相当と認めるもの。

7 実施方法

(1) 実施スケジュール

実証事業は、下記スケジュールでの実施を予定しています。1 回目の提案審査以降も、予算の範囲で随時応募を受けつけます。

募集要項の公表	令和 5 年 3 月 28 日（火）
事前相談の受付	令和 5 年 4 月 3 日（月）から同月 21 日（金）まで
企画提案書等の受付	令和 5 年 4 月 24 日（月）から同月 27 日（木）まで
提案審査	令和 5 年 5 月上旬（予定）
実証事業採択	令和 5 年 5 月中旬（予定）
実証事業契約締結	令和 5 年 5 月下旬（予定）
実証事業実施	令和 5 年 6 月上旬から 11 月下旬（予定）

実証事業完了	原則として令和5年12月1日（金）
効果検証審査	令和5年12月下旬（予定）
審査結果発表	令和6年1月上旬（予定）

(2) 提出書類

応募者は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書はA3サイズ、1ページ以内で作成し、実証事業の内容、実証したい仮説、実証する仮説が、本プロジェクトが目指す姿を実現するためにどうつながるのかを示すロジックモデルと、その効果の評価指標の案を提案してください。

イ 会社概要（任意様式）

(3) 事前相談等

ア 事前相談

提出書類作成のために、オンラインによる事前相談を受け付けます。

事前相談を希望する場合は、事前に事務局と日程調整を行うものとします。

(4) 提案審査

提案内容について、高砂市提案型実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において別に定める審査評価表に基づき、企画提案書の書類審査及びオンラインでのプレゼンテーションにより審査を行います。

時期は、応募受付後、随時実施します。

(5) 選考基準

ア 採択事業者の審査は、審査委員会の評価した点数の合計によって行うものとし、審査項目及び点数は審査評価要領に定めるとおりとします。

イ 実証事業の品質確保を図るため、採択事業者の選定にあたって、評価の合計点が60%未満だった場合は失格とします。

(6) 実証事業の採択

審査委員会による審査内容を踏まえ、本プロジェクトの目的に合致する提案内容であると市が判断した場合、実証事業として採択します。

採択結果については、速やかに全応募者にメールで通知します。また、採択事業者は市ホームページで公表します。

(7) 実証事業の契約

市と採択事業者は速やかに実証事業に関する契約を締結します。

また、締結にあたり、以下に記載の参加資格確認書類を市に提出するものとします。

(参加資格確認書類)

ア 法人の登記事項証明書

イ 財務諸表

ウ 納税証明書（その3の3）（法人税、消費税及び地方消費税）※1

エ 市税に未納がないことの証明（完納証明書）※1※2

オ 誓約書

※1 3か月以内に発行されたもの

※2 高砂市に納税義務があるものに限る。

(8) 実証事業の実施

ア 実証事業の実施

採択事業者は、実証事業を実施することができます。

イ 事業の中止

本プロジェクトの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、実証事業を中止していただくことがあります。

(9) 事業実施の完了

ア 実施報告書の提出

採択事業者は、実施報告書を事業完了の日から4週間以内に市に提出してください。

実施報告書に記載する内容については、実証事業の内容、実証したい仮説、実証する仮説が、本プロジェクトが目指す姿を実現するためにどうつながるのかを示すロジックモデルと、その効果の評価指標を提示してください。

イ ヒアリングの実施

実施報告書の提出後、随時、市において採択事業者の意見等を聴取するヒアリングの場を設けます。

(10) 効果検証審査

審査委員会において実施報告書の内容に基づき個別に審査を行います。

(11) 実証事業の取扱い

審査委員会による審査内容を踏まえ、実証事業の取扱いについては、以下のいずれかの判断を行います。

- ア 市として事業化する。採択事業者とサービス検討、調整を行う。
- イ 市として事業化しない。

8 留意事項

(1) 資格条件等

ア 応募者の条件

- ・実証事業を自ら実施できる企業、研究機関、団体（コンソーシアムを含む。）等（以下「企業等」という。）であること。
- ・法人格を有していること。
- ・応募者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとします。

イ 事業者の除外要件

次のいずれかに該当する者は実証事業に参加することはできません。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ・高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- ・国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び市が賦課する税について滞納していないこと。

(2) 高砂市による支援（広報等、市民への説明・理解）

実証事業の実施について、随時、市ホームページ等で周知をするものとします。

(3) 提出書類等の取扱い・ノウハウの保護

- ・提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

- ・応募者の提出書類については、提案審査以外で応募者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとしします。

(4) 法令等の順守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは採択事業者に帰属するものとしします。

(5) その他

採択事業者は、事務局が実施する市民の満足度の確認等を目的としたモニタリング調査に協力するものとしします。

9 申込先・その他連絡先

〒676-8501

兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市政策部経営企画室企画課

電話：079-443-9007 FAX：079-442-2229

メールアドレス：tact2110@city.takasago.lg.jp

(別表) 審査評価表

審査項目	評価の視点	配点
課題の理解度・効果	課題を適切に理解し、実現可能な仮説を提示しているか。	10
ロジックモデルの妥当性	実証内容は、本プロジェクトが目指す姿を実現するに至るまでの因果関係が明示されたものか。	10
ビジネスモデルの実現性・持続可能性	実現できるビジネスモデルが構築されているか。また実装にあたり、持続可能性があるか。	10
連携に対する考え方	市が目指すデジタル地域ポイントプラットフォームや、他のサービスとの連携は実現可能か。	10
見積額の内容	実証事業実施に係る経費の計上は適切か。	10